

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

目標1 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり

施策1 就学前の教育・保育環境の整備

現状

子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの高まりにより、保育所（園）、認定こども園の利用者数は増加を続けています。特に0～2歳児の低年齢児で顕著になっています。

また、近年本市では、家庭的保育事業や小規模保育事業を推進するなど、多様な保育施設の整備を進めており、低年齢児の保育ニーズへの対応や保護者の働き方や保育ニーズに合わせて保育施設を選択できる環境の整備を進めています。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、無償化の対象となる3～5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。

国では、女性（25～44歳）の就業率80%に対応した教育・保育の受け皿の確保が進められています。平成27年の国勢調査の結果では、本市の20歳代後半から30歳代の女性の就業率は60%となっています。本市でも、さらなる受け皿の確保が必要となりますが、教育・保育事業のさらなる充実を図るためには、保育士の確保が課題となります。

施策の方向

教育・保育ニーズへの対応として、今後も教育・保育施設の整備や保育士等の人材の確保に取り組むとともに、認定こども園への移行等幼保一体化を引き続き推進していくことで、就学前児童の教育・保育環境の充実を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
1	幼保一体化の推進	教育・保育のニーズの状況を踏まえながら、公立施設における幼保一体化を推進します。	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
2	幼稚園教諭・保育士等の確保	県、関係機関、養成校等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。県、関係機関と連携を図りながら、有資格者の再就職に取り組みます。	幼児課
3	地域型保育事業への連携等の支援	質の高い地域型保育事業の展開に向けて、巡回支援を行い、私立保育園においても連携体制の強化を図ります。また、公立の幼稚園型認定こども園での3歳児受け入れについて検討します。	幼児課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
4	多様な主体の参入促進	小規模保育事業、特定教育・保育施設への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進します。特定教育・保育施設については、適切な運営や保育体制となるように市の支援・指導体制を強化します。また、研修の充実や積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、市内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。	幼児課
5	3歳児親子通園事業	幼稚園での親子通園体験を通して、在宅の3歳児とその保護者の生活経験を広げ、豊かな人間性の芽生えや温かい人間関係を育み、地域の子育てを応援します。	幼児課
6	公立幼稚園等における2歳児への子育て支援の検討	在宅の2歳児とその保護者を対象に各施設における子育て支援活動を充実することにより、子育て施策の推進を図ります。	幼児課
7	就学前の教育・保育の充実（保育認定）	保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施するため、保育ニーズを満たす施設や人材の確保に努めます。	幼児課 幼児施設課
8	就学前の教育・保育の充実（教育標準時間認定）	学校教育法に基づき、就学前の幼児に対して、幼児期の学校教育を実施します。	幼児課 幼児施設課
9	私立施設の認定こども園への移行促進	私立施設（幼稚園および保育園、認可外保育施設）について、保育定員の維持・向上を前提に、各事業者の意向等を踏まえ、認定こども園への移行を促進します。	幼児施設課
10	私立保育園の整備	私立保育園の新設、増改築・分園等による定員増を推進し、待機児童の解消と、さらなる子育て支援の充実を図ります。また、令和3年度の開園に向けて、私立保育園新設を推進します。	幼児施設課
11	小規模保育施設の展開	増加する低年齢児の保育需要に対応するため、質が確保された小規模保育事業の整備を図ります。	幼児施設課
12	幼稚園の改修整備	老朽化の進む公立幼稚園について、幼保一体化の推進と整合を図りながら、必要な改修を行います。	幼児施設課

施策 2 就学前の教育・保育内容の充実

現状

国では、平成 29 年 3 月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂（定）され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が位置付けられました。本市においても、幼児教育・保育のさらなる質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を確保するため、幼小連携の強化が求められています。

ニーズ調査では、平日に教育・保育サービスを利用している主な理由として、「集団で遊び、学ぶことの経験や集団生活の中でルールを守ることを身につけさせるため」、「子どもの教育や発達のため」が上位 2 項目となっており、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等における質の高い教育・保育への期待がうかがえます。

本市では、就学前教育と小学校教育との確かな連携を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や小学校等の子どもたちの交流活動や、教職員の合同研修を実施し、お互いの教育内容や育てたい力等相互理解を深めています。

施策の方向

職員間の交流や研修、共通カリキュラムの活用や検証結果の情報共有等を実践することで、子どもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い教育・保育の確立をめざします。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
13	認定こども園、幼稚園および保育所（園）を対象とした研修	就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。	幼児課
14	保育実践交流研修の実施	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での日課や教育・保育内容を交流することにより、幼保一体化に向けての課題や方策について考える場とし、互いの良さを活かした教育・保育内容の充実を図ります。	幼児課
15	就学前教育・保育カリキュラム（共通カリキュラム）の推進	就学前施設におけるすべての子どもの豊かな育ちを保障し、質の高い教育・保育を確立するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）における共通カリキュラムを活用した実践・検証に取組み、質の高い就学前の教育・保育の提供を促進します。	幼児課
16	就学前教育と小学校教育との円滑な接続と連携の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）と小学校との円滑な接続のため、接続期のアプローチカリキュラムや小学校入学時のスタートカリキュラム等、教育・保育内容にかかる職員間の共通理解や推進体制を強化します。	幼児課 学校教育課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
17	幼稚園ステップアップ推進事業	教師の指導力向上のため園内研究会を開催するとともに、質の高い学びが得られる体験活動の充実や地域、園の特色を活かした教育・保育の充実を図ります。	幼児課 学校教育課
18	保育体験・異年齢交流の推進	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、中学校や小学校の保育体験や職場体験の受入れを行い、異年齢交流の推進を図ります。	幼児課
19	就学前教育サポート事業	大学との連携により、心理と保育専門分野から幼稚園教諭・保育士等への支援を強化し、心理的負担の軽減と、教育・保育力の向上を図ります。	幼児課
20	幼児教育推進体制の充実	幼児教育アドバイザーを設置し、幼児教育の質の向上に向けた実践研究と人材育成を推進します。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続にかかる取組を充実します。	幼児課
21	公立認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭開放	未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園および保育所（園）の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。	幼児課

施策 3 放課後の居場所の充実

現状

就学児童をもつ家庭の、仕事と子育ての両立を支援するため、これまで、新たな専用施設の整備を含め、多様化するニーズへの対応と受け皿整備を進めてきました。その結果、現在では市内で 29 箇所の児童育成クラブを開設しています。

また、ニーズ調査の小学生における長期休暇中の児童育成クラブの利用希望は、4 割後半となっており、母親がフルタイム就労している場合は、利用希望が 6 割半ばと特に高くなっています。

施策の方向

保護者の就労形態の多様化等で、利用希望者が増加することを踏まえ、地域でニーズ対応の格差が起きないように、民間による児童育成クラブの整備等も含め、子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
22	児童育成クラブの充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	子ども・若者政策課
23	民間による児童育成クラブの整備	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進します。 今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進めます。	子ども・若者政策課
24	児童育成クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する連携協力体制の整備	児童育成クラブと放課後子ども教室の双方の支援員が参加児童の情報を共有する等連携し、協力する体制の整備に努めます。また、一体的な実施に関する検討の場として、運営委員会の設置・運営を行います。	子ども・若者政策課 生涯学習課

施策 4 確かな学力向上等に向けた取組

現状

確かな学力の向上に向けて、体験的な学習や英語教育、タブレット端末等を活用する ICT（情報通信技術）教育等、学校教育に求められるものは日々複雑化しており、教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。

基礎学力の向上と、様々なことに興味・関心をもち、自ら意欲的に取り組む姿勢の育成に向け、教育内容および施設・設備の充実、多彩な体験機会の提供を図っています。

施策の方向

本市では、すべての児童生徒が主体的に取り組み、確かな学力を身に付けられるよう、「草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」を推進します。

教室アシスタントの配置や学びの教室プロジェクトの実施等、児童生徒の学びの基礎力の定着と学力向上に向けた取組を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
25	学校施設・設備の充実 （小中学校）	老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。	教育総務課
26	英語教育推進事業	小中学校にALTやJTEを配置し、英語を用いたコミュニケーション活動の充実を図るとともに、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。	学校教育課
27	道徳教育推進事業	子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校と地域、家庭が連携・協働しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。	学校教育課

※ALT…

Assistant Language Teacher の略で、日本人以外の外国人英語指導助手のこと。

※JTE…

Japanese Teacher of English の略で、日本人の英語指導者のこと。

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
28	教室アシスタント配置事業	各小中学校に教室アシスタントを配置し、小1プロブレムや中1ギャップへの対応、特別支援が必要な児童生徒への学習面や生活面でのサポートを行います。 また、児童生徒への関わり方や活動内容の交流について定期的な研修を行い、児童生徒への適切な支援を行います。	児童生徒支援課
29	学びの教室プロジェクト	放課後等の子どもの居場所の確保を図るとともに、子どもの自主学習を支援し、学習習慣の確立と学力向上を図ります。	児童生徒支援課
30	国語・英語を中心とした学力向上事業	児童生徒が基礎基本の確かな学力を身に付けられるよう、漢字、英語に関する検定を実施します。	学校政策推進課
31	学校図書館教育の推進	学校図書館の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能を充実させ、読書好きな子どもの育成を図るとともに、学校図書館を活用した授業の充実を図ります。	学校政策推進課
32	I C T教育の推進	液晶型電子黒板やタブレットP C等を活用したI C T教育に取り組み、「草津型アクティブ・ラーニング」による授業改善を推進します。	学校政策推進課
33	「学校教育パイオニアスクールくさつ／夢・未来を抱くスペシャル授業in草津」の推進	各小中学校において、独自の教育プロジェクトを企画・実施し、各校の強みを生かした教育を行います。また、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招いて特別授業を行い、学習意欲の向上や進路選択に関わる能力の育成を図ります。	学校政策推進課

※小1プロブレム…

小学校に入学した1年生が、新しい環境に馴染めず、集団行動ができない、授業中座ってられない、先生の話を受けない、という状態が継続する問題。

※中1ギャップ…

中学校に入学した際、それまでとの環境の変化などを理由として、いじめや不登校が起きる現象のこと。

目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

施策 1 子どもの人権を守る環境づくり

現状

虐待やいじめ、体罰等の子どもが被害者となる事件が毎年起きており、人権侵害の予防と救済のための取組の強化が課題となっています。

本市では、市民意識の醸成を図るため、啓発ビデオや図書を備えるほか、啓発パネル等を作成し、様々な機会を通して啓発活動を行っています。また、人権教育の啓発、推進に向け、市職員や認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小・中学校の教職員を対象とした研修等の実施により、リーダーの育成を図り、子どもを含むあらゆる人権問題に取り組んでいます。

施策の方向

子どもの権利に関する意識の向上として、就学前教育施設や学校、家庭、市内の事業所への積極的な啓発等、人権保育・教育を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
34	人権保育・教育の推進	認定こども園、幼稚園、保育所（園）および小・中学校においては、人権保育・教育計画に基づき、一人ひとりの子どもの人権が尊重されるよう保育・教育を推進します。また、職員研修によりスキルアップを目指すと共に保護者への啓発に努めます。	幼児課 児童生徒支援課
35	「子どもの人権110番」強化週間の周知	法務局が設置する学校でのいじめや児童虐待等、子どもの人権問題を専門に扱う専用相談窓口の周知を行います。	人権政策課
36	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課

施策 2 虐待防止等要支援児童対策

現状

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養育を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等が進められています。これに併せ、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和4年までにすべての市町村に子ども家庭総合支援拠点が整備されるよう目標設定がされています。

本市でも、「すこやか訪問」等の家庭訪問事業や母子保健事業等において、虐待予防の視点を持ち、早期発見や支援に努めています。また、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援することで、虐待の予防や早期発見に努め、子どもが健全に養育されるよう家庭における課題の解決に向けて支援に取り組んでいます。

しかしながら、虐待等の相談件数は増加傾向にあり、複雑化、長期化するケースが増加傾向にあることから、相談体制の強化や関係機関との密な連携を行い、地域社会全体で虐待の防止に向けた取組、継続的な支援体制の強化を図る必要があります。

施策の方向

児童虐待の早期発見・虐待防止対策を強化するため、妊娠期からの継続的な支援を行えるよう子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。また、要保護児童対策地域協議会等において関係機関と連携を強化し、要支援児童への適切な支援につながるよう家庭や児童に係る相談に応じる体制の充実を図るとともに、市民・関係機関への研修機会を提供します。

主な事業

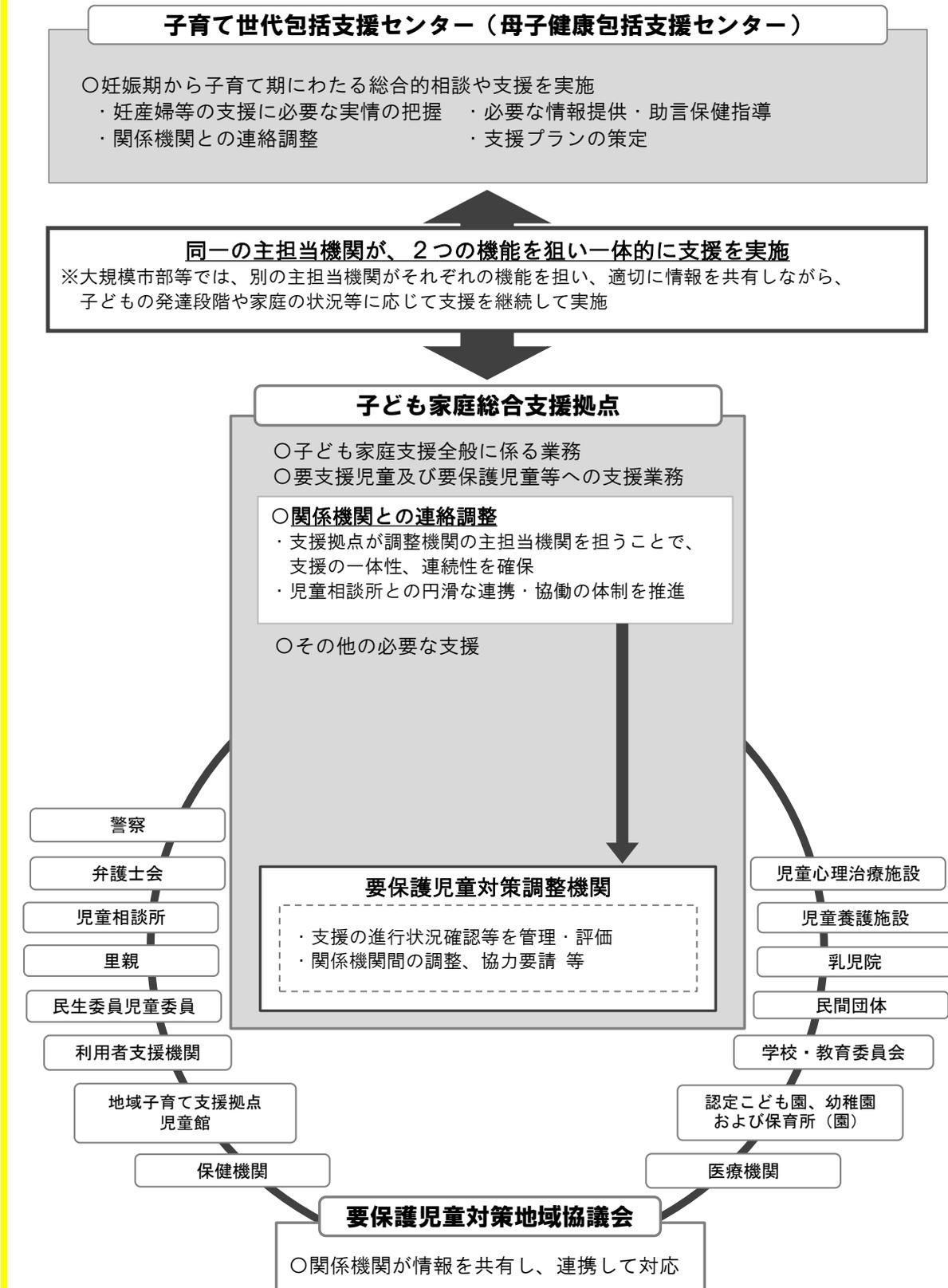
事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
37	子ども家庭総合支援拠点の設置	妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行えるよう、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	家庭児童相談室
38	要保護児童対策地域協議会	関係機関の連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。	家庭児童相談室
39	家庭児童相談体制の充実	育児やしつけ、児童虐待等子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、家庭や児童に係る相談に応じる体制を充実させます。	家庭児童相談室
40	児童虐待防止に関する啓発の推進	児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関の研修機会を提供します。	家庭児童相談室

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
41	養育支援ヘルパー派遣事業	就学前の子どもを養育する家庭で、特に保護者の養育を支援する必要がある家庭、保護者の監護が不適切な家庭に対して家事育児のヘルパーを派遣します。	家庭児童相談室
42	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の充実	短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育できないとき、児童養護施設等で7日の範囲内で子どもを預かり養育します。 夜間養護（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で市が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に市の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。	家庭児童相談室
43	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について、出生前より支援が必要と認められる妊婦に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等支援を行います。 定期的に保健師間での協議やケース検討等を行い、家庭児童相談室と連携して必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。	子育て相談センター

重点的な取組の推進

主な事業に加え、児童虐待防止対策に資する様々な関連事業を実施し、「児童虐待防止対策の充実」に重点的に取り組みます。（詳細は、重点的な取組として、本計画の第6章に記載しています。）

■子ども家庭総合支援拠点と関連機関の整理



参考：厚生労働省 「市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理」を基に作成

施策 3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

現状

障害のある子どもについては、乳幼児健診等多様な事業を通して早期発見・早期療育に取り組んでいます。早期発見の増加により、相談や支援に対するニーズが高まっており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

本市では「草津市障害児福祉計画」に基づき、障害のある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進しています。

近年、全国的に海外から帰国した幼児や外国人幼児等が増加しています。外国につながる子どもについては、文化・言語の違いによって、地域や学校での生活、教育、進学等で困難が生じやすい状況にあります。

施策の方向

障害のある子どもが、可能な限り障害のない子どもとともに教育を受けることができ、年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるよう、きめ細かな配慮・対応に取り組めます。

また、外国につながる子どもや家庭が、地域の一員として生活ができるよう、異文化への理解促進を進めるほか、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等においてスムーズに教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
44	児童育成クラブの障害のある子どもの利用	児童育成クラブでの障害のある子どもへの対応を行います。	子ども・若者政策課
45	特別児童扶養手当	20歳未満の身体または精神に中度以上の障害のある児童を監護、養育している父母等に手当を支給します。	子ども家庭課
46	障害のある子どもへのファミリー・サポート・センター利用助成	障害のある子どもが利用する際、依頼会員に利用料の助成、提供会員に報酬の助成を行います。また、助成制度の周知に努めます。	子育て相談センター
47	訪問時・健診時・相談支援事業時等の言語通訳者派遣	各種訪問事業や健診実施時、相談支援事業時等、外国につながる家庭が適切に支援を受けられることができるよう、言語通訳者を派遣します。 （すこやか訪問、産後ケア事業、総合相談、養育支援訪問、乳幼児健診、離乳食レストラン、湖の子園運営事業、相談支援事業、給付事業）	子育て相談センター 発達支援センター
48	障害、発達支援等に関する相談・支援事業	障害の早期発見・早期支援につなげるため、発達相談、巡回相談、5歳児相談等を実施します。また、各関係機関が連携を図りながら障害の程度や種別に関わらず個々のニーズに対応できる専門的かつ総合的な相談支援を行います。	発達支援センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
49	湖の子園の充実	発達支援センター湖の子園を中心に、民間事業所や関係機関と連携し、地域における早期療育、早期支援の体制を整備します。	発達支援センター
50	障害児福祉サービスの推進	障害のある子どもの生活能力を向上させるための訓練や日中における活動の場を提供することで、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所の提供や家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。 また、保育所（園）等を利用中の障害のある児童や保育所等の保育教諭等に対し集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等支援を行います。	発達支援センター 障害福祉課
51	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での障害児保育（特別支援教育）	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、障害児保育（特別支援教育）を実施し、障害のある子どもに対する適切な支援を充実させる保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。	幼児課
52	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修	幼稚園教諭、保育士等に対する障害児保育（特別支援教育）研修の充実を図ります。	幼児課
53	認定こども園、幼稚園および保育所（園）等での外国につながる子どもへの支援の充実	外国人園児や保護者のニーズに対応できる支援の充実を図ります。	幼児課
54	医療的ケア支援員配置事業	公立就学前教育・保育施設、小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、就学前教育・保育施設、学校での医療的ケアを行います。	幼児課 児童生徒支援課
55	障害児福祉手当	20歳未満の精神または身体に重度の障害を有し日常生活において常時の介護を必要とする者に手当を支給します。	障害福祉課
56	心身障害児の医療費助成	心身障害児の医療費の全部または一部を助成します。	保険年金課
57	インクルーシブサポーターの配置	重度の障害がある児童生徒が地域の学校へ通えるよう、必要な学校に人員を配置し、特別支援学級の運営を支援します。	児童生徒支援課
58	外国人児童生徒等への相談補助事業	学校等からの依頼に基づき、外国人児童生徒、保護者への通訳・翻訳支援を実施します。	児童生徒支援課
59	児童向け外国語資料の収集・提供	英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語など多言語の絵本の収集と提供を行います。	図書館

重点的な取組の推進

主な事業に加え、障害のある子どもへの支援に資するさまざまな関連事業を実施し、「障害のある子どもへの支援の充実」に重点的に取り組めます。（詳細は、重点的な取組として、本計画の第6章に記載しています。）

施策 4 安全安心な子どもの生活環境の整備

現状

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が相次ぎ、地域における子どもの安全に対する関心が高まっています。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが欠かせません。

本市では、通学路の安全点検のほか、登下校（園）および保育時間中の安全確保のため、保護者や地域ボランティア（スクールガード等）によるパトロールや「子ども 110 番の家」の設置を行い、不審者に対するセキュリティを強化しています。

ニーズ調査の「市の子育てに関する取組で評価できる事業」についてみると、小学生では、「地域の人たちによる防犯活動」が2番目に高く、子どもの安全に対する地域への期待は高いと言えます。

また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校では、災害時の対応マニュアルを作成しており、災害発生時に適切な対応ができるよう、様々な側面から訓練を行っています。

施策の方向

従来からの健康施策の枠組みを超え、ハード・ソフトの両面から健康づくりの取組を進め、健幸都市づくりを推進していることから、子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を推進します。

また、子どもが安心して遊ぶことのできる地域づくりを目指して、公園や道路環境の整備を推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
60	赤ちゃんの駅	授乳スペースやおむつ替えベッド等を備えた施設である「赤ちゃんの駅」の設置を促進するとともに、さらなる周知を推進します。 また、「赤ちゃんの駅」に登録のある保育士・栄養士を派遣し、育児栄養相談会等の開催を支援します。	子育て相談センター
61	認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実	県教育委員会や消防署、関係機関の協力のもと、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。	幼児課 スポーツ保健課 学校教育課
62	防犯灯や防犯カメラの整備等犯罪の起こりにくい環境整備の推進	防犯灯、防犯カメラ等の整備および維持により、良質な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを進めます。	危機管理課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
63	交通安全教育の推進	悲惨な交通事故に遭わないために、児童や幼児自らが交通ルールを理解し、実践できるように交通安全教室を開催します。	交通政策課
64	自転車安全安心利用教室(スケアードストレート方式等)の開催	プロのスタントマンによるスケアードストレート方式（交通事故再現）等の自転車安全安心利用教室を開催し、中学生等に交通ルールや自転車の安全利用について啓発します。	交通政策課
65	通行者の安全確保のための歩道整備	通行者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道の整備に努めます。また、草津市バリアフリー基本構想に則り、草津駅周辺歩道のバリアフリー化を進めます。	道路課
66	公園の良好な維持管理	市内の公園について、子どもや子育て世帯を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行います。	公園緑地課
67	子どもや子育て世帯が身近に利用できる遊び場等の整備	くさつシティアリーナについて、子どもから大人まで誰もが気軽に利用できるスポーツ施設としての機能に加えて、プロスポーツの試合やイベント等の開催を計画していきます。また、既に供用を開始している草津川跡地公園（区間2・区間5）について、誰もが今後も継続して利用できる公園として、さらなるにぎわいの創出に向けて積極的に取り組んでいきます。	草津川跡地整備課 公園緑地課
68	通学路の安全対策の実施	スクールガードとして登録した保護者や地域住民による見守り体制の充実や警察や、関係機関とともに実施する通学路合同点検を通して、子どもたちの安全対策に取り組めます。	スポーツ保健課

施策 5 子育ての経済的負担の軽減

現状

子どもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、子ども一人あたりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。

経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないように、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

本市では、中学校卒業までの児童を養育している方を対象に「児童手当」を支給するほか、乳幼児・小中学生の医療費助成を行っています。

施策の方向

児童手当の支給や乳幼児・小中学生の医療費助成等を行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。また、経済的に困窮している家庭の自立に向けた支援として相談支援、生活支援等の各種事業と一体的に推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
69	児童手当	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るために、中学校卒業までの児童を養育する家庭について児童手当を支給します。	子ども家庭課
70	認定こども園、幼稚園および保育所（園）の保育料軽減	幼児教育・保育無償化の対象外となる児童に対し、引き続き国の基準を下回る保育料を継続していきます。	幼児課
71	乳幼児医療費の助成	小学校就学前の乳幼児にかかる医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課
72	小中学生医療費の助成	小中学生の医療費の自己負担分について、全部または一部を助成します。	保険年金課

施策 6 子どもの貧困対策

貧困対策の位置づけ

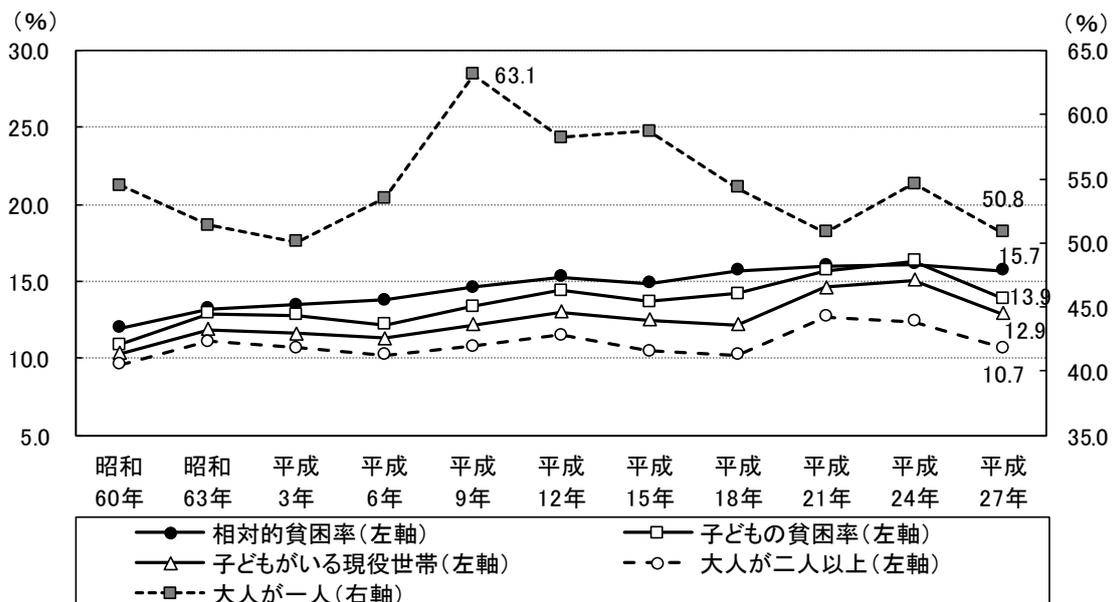
「平成 28 年度国民生活基礎調査（厚生労働省）」では、我が国の子どもの貧困率は 13.9% で子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるとされています。

こうした状況を背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国は同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標および指標の改善に向けた重点施策等を定めました。貧困対策大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが極めて重要であるとしており、子どもたちが、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

令和元年 9 月には、より充実かつ実効的な対策とすべく「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の一部を改正する法律が施行されました。子どもの権利の尊重や保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるほか、貧困対策計画の策定について、これまでの都道府県から市町村についても努力義務とされました。

本市でも、貧困の状況におかれている子どもがあり、その状況を把握しつつ、子育て全般の総合的な対応により環境改善を図っていくため、子どもの貧困対策計画に本計画と一体のものとして策定したうえで取組を進めます。

■貧困の年次推移（厚生労働省：H28 国民生活基礎調査）



- 注 1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 注 2) 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 注 3) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
 注 4) 大人とは 18 歳以上の者、子どもは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
 注 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

現状

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合っている問題です。支援者調査の結果をみると、貧困状況にあると思う子どもの状況について、「保護者の養育能力が低い」や「保護者から放任されている」といった回答が多く、虐待や不適切な養育にもつながる課題であることがわかります。

また、貧困状況にある子どもに見られる欠如していると思う項目については、「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」、「自己肯定感・自尊心」といった回答が多くなっています。生活経験の獲得や自己像の形成等、生きる力の形成に、影響が生じていると考えられます。

一方で、貧困の状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立したり閉鎖的になったりする傾向があり、実態が把握しにくい状況にあります。支援者調査の結果をみると、貧困状況にある家庭の子どもや保護者と接することの有無で「わからない」という回答が14.8%あり、支援を行う立場であっても、貧困状況にある家庭は見えにくい状況です。

本市ではかねてから教育や子育て支援、福祉の充実を図っており、各分野・部局で進めるこれらの事業を通して、早期に気づき、早期につなぐ支援として、さらなる連携を強化し包括的に貧困対策に取り組む必要があります。

子どもの貧困のとらえ方

経済的困窮だけでなく、経済的困窮から起因する子どもへの様々な影響（不十分な衣食住、心の状態の不安定、低い自己肯定感、社会的な孤立、意欲の低下、学力の低下など）、その他、親や家庭の状況、社会との関係における困窮（体験機会の不足、学習機会の不足など）といった多様な困難を抱えている状況を子どもの貧困ととらえます。

施策の方向

貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

このため貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どもの置かれた状況を見て、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

また、貧困対策につながる各種事業がより効果的なものとなるよう、子どもの貧困の把握に努め、事業実施関係課間の連携の推進、支援者（団体）との連携、施策・制度の周知、子どもの貧困に関する啓発、貧困の実態を把握するための調査や施策の研究などを進めます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
73	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親および子どもの自立のため、高卒認定試験合格のための対象講座を親や子が受講し、修了した場合および高卒認定試験の全科目に合格した場合に受講料の一部を支給します。	子ども家庭課
74	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図るため、また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、子どもの修学資金や、ひとり親家庭の生活資金等の貸付を行います。	子ども家庭課
75	子どもの居場所づくり事業（子どもの生活・学習支援事業）	貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯、不登校および登校が困難な状況にある中学生を対象に、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」をつくり、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供を行い、子どもの生活の向上を図ります。	子ども家庭課 生活支援課
76	教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業	特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（教材費、行事費、給食費等）について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。	幼児課
77	生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	生活支援課
78	生活保護制度における教育扶助	生活保護世帯の子どもを対象に義務教育に伴う学級費や給食費等を支給します。	生活支援課
79	生活保護世帯の子どもの大学等進学支援	生活保護世帯の子どもが大学等の進学に伴い、生活保護の対象外となった際に、新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。また、子どもが自宅（出身世帯）から大学等に通学する場合に住宅扶助の減額をしないこととします。	生活支援課
80	生活保護制度における入学準備金	生活保護世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際の入学準備費用の一部を支給します。	生活支援課
81	子育て世帯への公営住宅の供給	公営住宅の募集において、母子世帯、多子世帯等の子育て困難世帯に対し、優遇倍率を適用することで、公営住宅への入居を支援します。	住宅課
82	就学援助費給付	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の就学に要する費用の援助を行うことによって、義務教育の円滑な実施を進めます。	学校教育課

重点的な取組の推進

この施策の主な事業に加え、子どもの貧困対策に資するさまざまな関連事業を実施し、「子どもの貧困対策の充実」に重点的に取り組みます。（詳細は、重点的な取組として、本計画の第6章に記載しています。）

子どもの貧困とは

厚生労働省の国民生活基礎調査（平成 28 年）によると、わが国の子ども（17 歳以下）の貧困率は 13.9% で、7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあります。

貧困には、住む家がない、食事もとれない状況の「絶対的貧困」と、社会全体の中で見ると相対的に貧困の状況にある「相対的貧困」の 2 種類があります。

「絶対的貧困」・・・衣食住が足りないため、生命を維持することが困難な状況

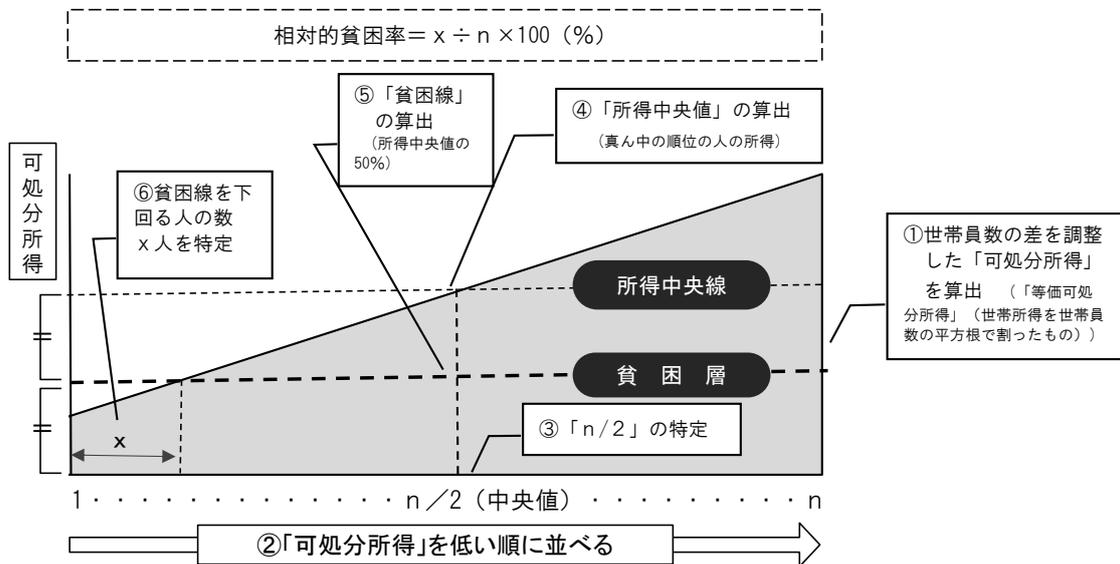
「相対的貧困」・・・一定の水準（貧困線）を下回る等価可処分所得しかない状況

子どもの貧困率は相対的貧困の割合で算出します。国の子どもの貧困状況をはかる一つの指標ではありますが、貧困にある子どもは、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない可能性が高いと考えられます。

■相対的貧困率の算出イメージ

「相対的貧困率」・・・所得中央値の一定割合（50.0%が一般的。

いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない人の割合。

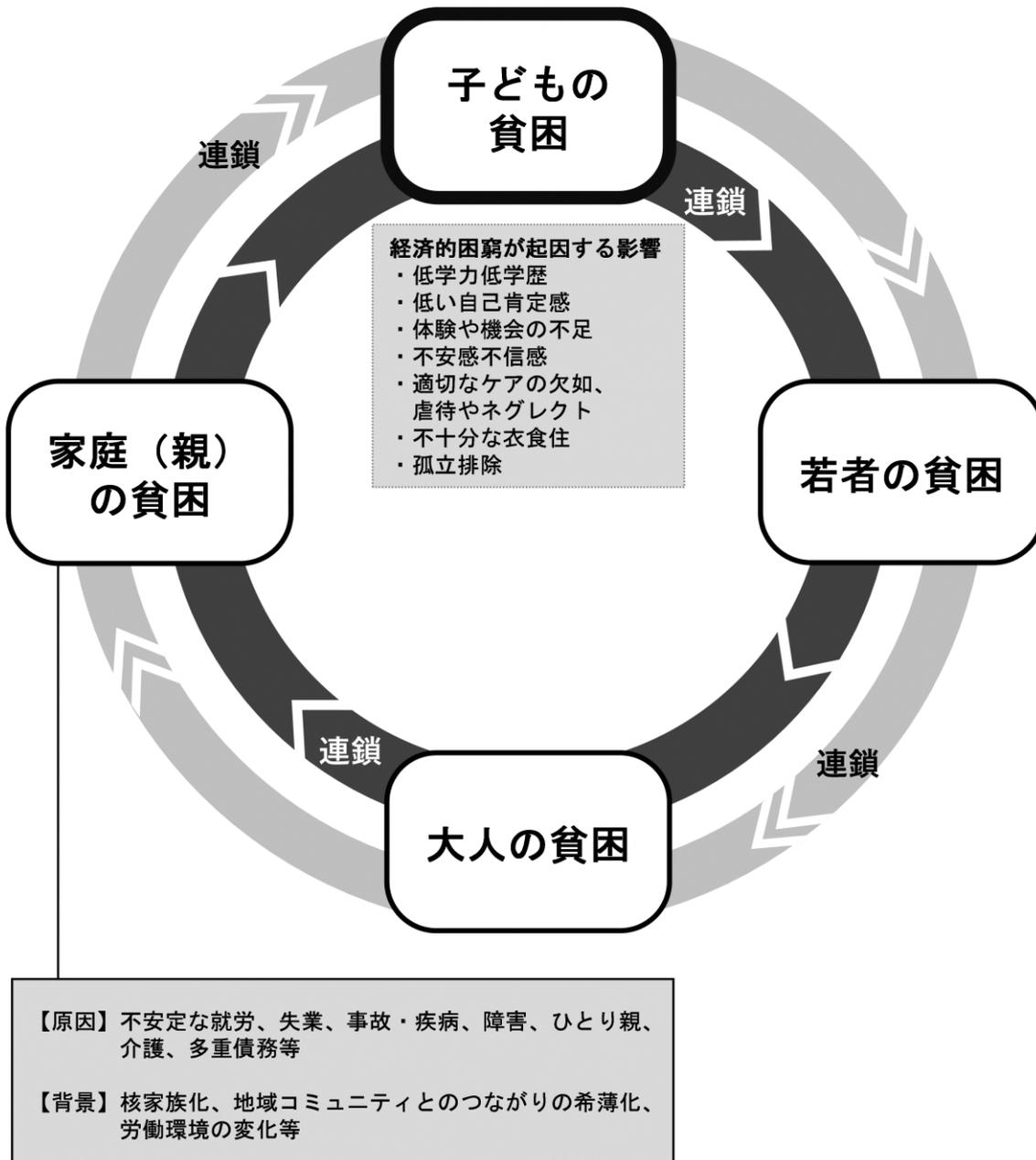


厚生労働省「国民生活基礎調査（貧困率）よくあるご質問」より

貧困の連鎖とは

生まれ育った 家庭の経済的困難によって、家庭（親）の貧困が子どもの貧困につながり、世代を超えて受け継がれてしまうこと。

■ 貧困の連鎖のイメージ



目標3 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり

施策 1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援

現状

妊娠・出産期は、精神的な不安や負担を抱えやすく、子育てについても不安が多い時期です。特に、親族からの支援が得られない、身近に相談相手がいない等の理由により、地域から孤立してしまう妊産婦については、健診や訪問事業等を通して支援につなげていく仕組みが必要です。

本市では、母子健康手帳交付時の丁寧な関わりや「すこやか訪問」等により、妊娠時における母子の健康の保持増進や、妊娠・出産・育児に関する情報伝達、不安の解消を図っています。

施策の方向

結婚や妊娠・出産期の精神的な不安や負担の軽減、母子の健康の推進として、すこやか訪問や子育て相談センター、産前産後サポート事業等、相談体制の充実を図り、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援につながるよう推進します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
83	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタート時に必要な新居の購入や賃貸、引越しに係る費用を補助します。	子ども・若者政策課
84	妊婦健診費の助成	妊婦健診を公費負担助成し、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるようにします。	子育て相談センター
85	すこやか訪問の推進	生後4か月までの乳児がいる家庭に助産師か保健師が訪問し、育児への助言等を行い、不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスにつなげます。	子育て相談センター
86	子育て相談センターでの相談の実施	妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援として、専門職による総合相談や情報提供を実施します。また、継続支援が必要な場合は関係課と連携して適切な支援につなげることで、より安心して子育てが出来る環境づくりを推進します。	子育て相談センター
87	産前・産後サポート（産後電話相談事業）事業の実施	産後1か月頃までの産婦に電話相談を行い、産婦の心身の状態、育児状況を確認し、様々な不安や悩みを聞き、助言を行うことで、不安の軽減を図ります。また、育児不安が強い等支援を必要とする人を早期に発見し、産後ケア事業等適切なサービスにつなぎ、継続して支援します。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
88	産後ケア事業の実施	産後（生後）4か月未満の産婦および乳児で、家族等から十分な支援が受けられず、①産婦に心身の不調がある、または、②産婦に育児不安がある人に、医療機関での宿泊サービスや助産師による訪問サービスを提供し、産婦の心身のケア、育児相談・助言等を行います。	子育て相談センター
89	マタニティマークの普及啓発	妊娠届時に妊婦に対して、マタニティマークの啓発を実施し、妊婦が安心して外出できるように支援します。	子育て相談センター
90	ベビーカーマークの普及啓発	ベビーカーマークの普及啓発により、安心して子どもを産み、子育てできるあたたかいまちづくりを推進します。	子育て相談センター
91	出産一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産した被保険者に対し出産育児一時金を支給します。	保険年金課

施策 2 子どもと家族の健康な生活の支援

現状

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、安定的な小児救急医療体制の運営を図るため、休日夜間における小児救急電話相談や草津・栗東・守山・野洲の4市で休日の急病に対応する休日急病診療所と輪番制による二次小児救急で診療を行っています。

また、妊婦や子どもへの飲酒・喫煙の影響や歯の健康の大切さについて、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時にパンフレット等を配布するほか、乳幼児健診の待ち時間に閲覧できるよう、パネル展示する等、情報提供のあり方について工夫を行っています。

子どもの体力向上については、運動が好きな子どもの育成のため、小学校では、短時間運動プログラムの実施や、体育科の授業の改善を行っています。

施策の方向

妊娠前や妊娠中の心身の健康づくり、子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成等への取り組みにより、健やかな生活習慣を身に付け、生活習慣病予防の基盤を固め、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

また市内の小児科等との連携を図り、かかりつけ医、小児救急、休日急病等による24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組むとともに、医療機関情報や子どもの急病への応急措置等の情報提供の充実を図ります。

さらに、子どもが楽しみながら運動できる環境づくりに取り組み、子どもの体力向上を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
92	多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業	多胎児を妊娠した時から産後1歳までの多胎児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、関係部署と連携し、対象者への制度周知を行い、必要な支援につなげます。	子ども家庭課
93	草津っ子サポート事業	1歳までの乳児を養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。また、利用者のニーズを把握しながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども家庭課
94	乳幼児健診の実施	子どもの健全な育成、健康増進を図るため、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。また、未受診児については、電話・訪問等で受診勧奨を行います。	子育て相談センター
95	離乳食レストランの充実	4～10か月の乳児を育児している者が離乳食の進め方を習得することと、親同士が交流をもち、育児不安を解消することを目的に実施します。	子育て相談センター

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
96	家庭訪問における相談の実施	保健師が訪問にて養育等の指導・助言を行います。必要に応じて、栄養士や歯科衛生士、心理判定員等の専門職と連携します。	子育て相談センター
97	子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供	子どもの事故防止のため、保健センター内の掲示や、すこやか手帳交付時、乳幼児健診時にチラシ等を配布し、情報提供を行います。	子育て相談センター
98	たばこ対策事業	母子手帳交付時からすこやか訪問、各乳幼児健診時に、喫煙している保護者等に対し、チラシやDVDを活用して妊娠中の喫煙リスク等を周知し、禁煙啓発を実施します。	子育て相談センター
99	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校、就学時の健康診断の実施	公立認定こども園、幼稚園および保育所や学校に在籍する幼児・児童・生徒や、次年度に小学校に入学する新1年生を対象に、健康の保持増進を図るため、健康診断を実施します。	幼児課 スポーツ保健課
100	市内小児科医療機関の情報提供	インターネットサイト「救急医療ネットしが」内で診療が受けられる医療機関を24時間お知らせします。	健康増進課
101	予防接種の実施	各種感染性疾患の感染予防、発症予防、重症化予防、まん延予防のため、定期接種の実施および接種勧奨を行い、接種率の維持を目指します。	健康増進課
102	小学校体力向上プロジェクト事業	児童の体力向上に向けて、効果の高い短時間運動プログラムやダンス教室を実施します。	スポーツ保健課
103	中学校体力向上プロジェクト事業	中学生の運動中のけがを防ぐために、正しい筋肉の使い方やトレーニングの方法、けがをしないための取組、けがをしたときの正しい応急処置、治療の仕方等を学ぶための障害予防講習会を実施します。	スポーツ保健課
104	ジュニアスポーツフェスティバルの開催	立命館大学等の協力のもと運営している、市内の小学6年生全員参加によるスポーツイベント「ジュニアスポーツフェスティバル」について、関連機関と連携して実施します。	スポーツ保健課

施策 3 健康な心身を育てる食育の推進

現状

食育については、乳幼児健診等で啓発を行い、心身の成長における食の大切さを学ぶ機会を創出しています。さらに、栄養士による栄養相談、健康推進員による離乳食教室、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校での食育推進活動を行っています。幼少期の食生活は、子どもの成長・発育に大きく影響することから、食育に対して、高い意識をもつことができる仕組みづくりが重要です。

施策の方向

食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を深めるため、乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施すると共に、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校において、発育・発達段階に応じた食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身に付けられるよう取り組みます。

また、地域での健康づくり活動を推進する健康推進員と連携を図り離乳食教室等の食育への取組を進めます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
105	栄養相談の実施	市民を対象に、乳幼児健診の機会や電話・訪問等による栄養や食生活に関する相談を実施します。	子育て相談センター
106	認定こども園、幼稚園および保育所（園）での食育の推進	健康を支える「食」への子どもたちの関心を高めるとともに、食育研修や調理担当者への研修等により、保育教諭等のスキルアップに努め、食育を推進します。	幼児課
107	地域での食育の推進	地域での実践活動の場において、栄養や食生活の正しい知識の普及推進を図ります。	健康増進課
108	小学校での食に関する指導	市内14小学校の2年生、3年生を対象に、食や栄養に関する授業や指導を実施します。	スポーツ保健課 (学校給食センター)

施策 4 子どもの健全育成

現状

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。喫煙・飲酒、薬物乱用、過剰なダイエットや肥満といった健康に関する悩みや、いじめ、不登校、引きこもり等、思春期における問題は多様化、深刻化しています。

本市では、様々な問題を抱え学校生活になじめない児童・生徒に対して、専門知識や経験を持ったスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる相談を行っています。教職員の相談に対するアドバイスも行い、様々な問題行動や不登校児童生徒への対応や児童生徒が抱える諸課題の解決を図っています。

また、適応指導教室等を通して、基本的な生活リズムを整え、小規模な集団での活動を体験することで、学校生活復帰の働きかけをしています。

少年センターでは、非行等の問題や、様々な課題や悩みを抱えた子どもとその家族への立ち直り支援を実施しており、課題を抱えた子どもの健やかな成長を支えています。

施策の方向

子どもの健全育成に向けて、いじめや不登校、引きこもりや非行等に対応するために、やまびこ教育相談室や少年センター、学校等、関係機関が連携を図りながら、個別支援や相談等の取組を通して、困難を有する子どもやその家族を支援すると共に、それぞれの取組の活用拡大に向けて、広報周知を推進します。

また、子ども自身が地域の中で自立し、いのちや人権の大切さを認識しながら健やかに成長できるように、学校や地域、関係団体等の取組を推進すると共に、子どもを取り巻く有害な情報・環境への対策を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
109	非行少年立ち直り支援事業における少年センターの充実	非行等の問題、様々な悩みや課題を抱えた少年が健やかに成長していくため、少年センター「あすくる草津」での少年および家族への立ち直り支援事業を実施します。	子ども家庭課
110	出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性の啓発	出会い系サイトやインターネット等による有害情報の危険性について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課
111	喫煙、飲酒、薬物等の害についての学習の推進	喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。	子ども家庭課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
112	青少年育成市民会議の事業推進	青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域・関係団体と協力して、各種大会等を開催し、青少年に活躍の場を提供するとともに、大人への啓発活動を図ります。	子ども家庭課
113	やまびこ教育相談室の実施	学校生活への不安や悩み、不登校（不登校傾向）児童生徒、およびその保護者に対して教育相談や適応指導を行い、学校復帰につなげるための支援をします。また、子どもや保護者への周知を強化し、さらなる利用促進を図ります。	児童生徒支援課
114	不登校児童生徒支援の充実	グレードアップ連絡会の定期的な実施、スクールカウンセラーやスクーリングケアサポーター、およびスクールソーシャルワーカーを学校に配置することで、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図ります。 また、担当職員の情報交流が、各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。	児童生徒支援課
115	ことばの教室・通級指導教室の充実	支援が必要な4・5歳児や児童生徒に対して、個別にことばの習得等の指導を行い、円滑に学校生活が送れるよう支援します。	児童生徒支援課
116	学校問題相談支援事業 (SSW派遣事業)	不登校やいじめをはじめとする学校不適応行動の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校へ派遣し、子どもを取り巻く様々な環境の調整・改善に向け支援を行います。	児童生徒支援課

目標4 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり

施策 1 子育ての仲間づくりの場の提供

現状

子育て家庭の孤立を防ぎ、気軽に親子が集える場として、子育て支援センター、子育て支援拠点施設、地域子育て支援センターとあわせ、つどいの広場を展開しています。こうした子育て支援施設は、特に未就園児の子育て家庭にとって、同年齢の子どもを持つ家庭との交流の場となっています。ニーズ調査の事業の認知度についてみると、つどいの広場は6割程度の人が「知っている」と答えています。現在就園していない人の利用意向は3割程度であり、利用者数の増加に向けて、さらなる周知と活動の充実が必要です。

ニーズ調査の「同年代の子どもを持つ親同士の付き合い」についてみると、「子育てのことを相談したり、話したりする友人がいる」が就学前児童、小学生ともに6割台と最も高くなっている一方で、「同年齢の子どもの親との付き合いはあまりない」は就学前児童で約3割となっており、前回調査から1割以上上昇しています。

施策の方向

気軽に親子が集え、不安を解消するための相談の場としてつどいの広場等を展開するとともに、子育てサークル等市民の自主的な活動を支援し、子育て家庭の孤立解消と親子の交流の促進を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
117	つどいの広場運営事業	常設の広場を開設し、子育て家庭の親とその乳幼児が気軽に集い、ふれあいながら相互に交流を図る場や、気軽に育児相談ができる場を提供します。また、利用者の増加を目指し、つどいの広場の周知および施設への指導を行います。	子育て相談センター
118	子育てサークル活動の支援事業	親同士の子育てに関する情報交換や支え合いを促進する場として子育てサークルの育成と活動を支援します。	子育て相談センター
119	ツインズ・フレンドズの充実	ふたご、みつごを育てている家庭や妊婦を対象に交流の場を提供し、ふたご、みつごを育てている家庭同士がつながることのできる環境を整えます。	子育て相談センター
120	児童館運営事業	民間児童館の創意工夫・柔軟な運営等の特色を活かし、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、児童の健全育成と地域の子育て支援を推進します。	子育て相談センター

施策 2 親育ちを支援するサービスの充実

現状

子どもの育ちにおいて家庭の役割は重要であり、乳幼児期からの親子のふれあいや身近な大人との愛情による関わりを通じて、子どもは自立した大人に向けて成長していくための基盤を築きます。

本市においては、認定こども園、幼稚園および保育所（園）や小学校で保護者向けの研修会を開催するほか、乳幼児健診の機会を活用した「絵本 de うちどくサポート広場」や「ブックスタート事業」を実施し、家庭読書の啓発と本を通して親子のコミュニケーションを図るきっかけづくりを支援しています。

施策の方向

子どもの発達や成長に最も影響を与える家庭において、子どもの育ちをしっかりと支えていけるよう、様々な学習機会と情報提供に努め、親子の育ちを支援します。

また、各種講座の開催にあたっては、これまで市の講座等に参加したことがない人でも気軽に参加できるよう、保護者や地域のニーズを踏まえた講座内容や開催方法、情報の提供方法等の工夫を行います。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
121	妊婦教室	もうすぐママ・パパになる夫婦とそこご家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、将来育児について相談しあえる友だちづくりのきっかけとなるよう講座を開催します。	子育て相談センター
122	ブックスタート事業	生後6か月前後の乳児がいる家庭を保育士が訪問し、育児相談・情報提供を行う「すこやか訪問」実施時に、親子のコミュニケーションづくりのきっかけとして絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行うブックスタート事業の推進に努めます。	子育て相談センター
123	家庭教育に関する学習機会の提供	乳幼児期における子育ての重要性について理解を促進するため、認定こども園、幼稚園および保育所（園）で保護者向けの子育て研修会や講座を開き、各施設と協働で子どもの豊かな成長・発達を支える環境づくりに努め「家庭教育力」を高めます。	幼児課
124	家庭教育サポート事業の推進	子どもたちが、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとした生きる力の基礎となる能力を、家庭で身に付けることができるよう、参観日や研修会等に保護者向けの学習プログラムを提供し、家庭教育支援の推進を図ります。 また、家庭教育に対して関わる機会の少ない保護者に対する啓発方法について検討します。	生涯学習課

施策 3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供

現状

子育て支援センターは、親子の交流や総合相談の場としての機能を担い、子育て世代の不安解消や情報提供を行っています。また、子育て支援拠点施設として平成 30 年に新規開設した「ミナクサ☆ひろば」は、利用者数が多く、今後は相談機能のさらなる周知が求められます。

また、利用者支援事業では、保育コンシェルジュを設置しており、窓口や電話で子育てについての相談支援を行っており、ニーズの高いサービスとなっています。

子育て情報の提供については、子育て家庭が必要な情報を的確に得られるよう、子育て応援サイト&アプリ「ぼかぼかタウン」やホームページ、広報、パンフレット等により情報提供に努めています。また、転入者への情報提供については、転入時に本市の教育・保育環境や子育て支援についてのパンフレットを配布するなど、情報提供を行っています。必要な時期に、必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供が求められています。

施策の方向

令和 2 年以降、新設される（仮称）市民総合交流センターに親子交流や総合相談の場を設け、子育て支援のネットワーク化を促進します。

また、子育て支援施設の活用を促進し、身近な地域での相談の場の充実を図ります。

さらに、子育て応援サイト&アプリ「ぼかぼかタウン」等、各種情報提供ツールについては、わかりやすく使いやすいものとなるよう、必要に応じて内容の見直しを行います。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
125	子育て支援センター機能の充実	子育て支援の総合的な拠点として、子育て支援のネットワーク化を推進し、親子が遊びながら交流できる居場所の提供や相談・支援に関する幅広い情報の提供、人材育成、地域における子育て支援を促進します。	子育て相談センター
126	地域子育て支援センターの充実	子育ての不安感・負担感の解消や家庭の養育力の向上を図るため、保育所（園）等の資源を活用し、施設の開放、育児相談、イベントの開催、園児との交流、情報提供を行います。また、地域子育てセンターを周知し、利用を促進します。	子育て相談センター
127	子育て支援施設の整備	市南部地域の中核拠点となる子育て支援拠点施設として開設した「ミナクサ☆ひろば」で、小学3年生までの子どもとその保護者の交流の場の提供や子育て相談の実施、子育てに関する情報発信等を充実させることで、保護者の子育ての不安解消につなげます。	子育て相談センター
128	子育て支援サービスに関する情報提供の充実	子育てガイドブックの発行や、子育て応援サイト「ぼかぼかタウン」で、子育て関連施設、子育てサークルのイベント情報、子育て豆知識等様々な子育て情報を分かりやすく提供します。	子育て相談センター

事業 番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
129	学習機会を通じた子育て支援情報の提供の充実	認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、子どもの人権や子育てをテーマにした学習会を開催し、保育教諭等と保護者が共に学ぶ機会をもつことで、子育て支援情報の提供の充実を図ります。	幼児課
130	利用者支援事業（保育コンシェルジュ）の実施	子どもおよびその保護者が、認定こども園、幼稚園および保育所（園）での教育保育や、一時預かり、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供および必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどの支援を行います。また、コンシェルジュの増員・質の向上を目指します。	幼児課

施策 4 ひとり親家庭の自立支援

現状

本市では、ひとり親家庭を対象に、児童扶養手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成や児童育成クラブの保育料の減免等、各種助成事業を実施しています。また、就職や転職に有利な資格・技能の取得にかかる給付を行っており、経済的な自立を促進しています。

母子・父子自立支援員を配置し、離婚前も含めて、様々な家族の問題について相談を受けています。近年は、相談内容が複雑化し、関係機関との連携が必要な場合等、より総合的な支援が必要なケースが増加しています。

ひとり親家庭の子どもは、親との離別や死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれていることが多く、また保護者は就労や家事等により、子どもと過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい面もみられます。

ひとり親家庭では、家庭環境の影響を受けやすい状況にあることから、早期に家庭の悩みを引き出せる相談支援が求められています。

施策の方向

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行います。

また、ひとり親家庭の抱える特有の課題や複雑困難なケースにも対応できるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
131	児童育成クラブ 保育料の減免	ひとり親家庭の方が利用する際、保育料を減免します。	子ども・若者政策課
132	児童扶養手当	18歳未満の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満の児童）を監護しているひとり親の父または母や父母に代わり児童を養育している養育者、もしくは父母の一方が重度の障害のある家庭について、児童扶養手当を支給します。	子ども家庭課
133	ひとり親家庭相談業務の充実	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援のほか、離婚前からの相談等に対応し、ひとり親家庭および寡婦の福祉の増進に努めます。 また、複雑化する課題に対応するため、関係機関とのさらなる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう適切な支援につなぎます。	子ども家庭課
134	日常生活支援事業の推進	ひとり親家庭で日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要などき家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。（事前登録要）	子ども家庭課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
135	ひとり親家庭の就労に関する支援の充実	就労に向けて受講した教育訓練講座受講費用の一部を助成します。また、資格取得を目的とし、養成機関で1年以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の対象者に、生活資金を援助します。	子ども家庭課
136	母子生活支援施設入所措置	配偶者等からの暴力やさまざまな困難を抱えている母子家庭について、施設への入所措置を行い、生活支援を受けながら、自立促進を図ります。	子ども家庭課 家庭児童相談室
137	ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用助成	ひとり親家庭の方が利用する際、利用料の助成を行います。	子育て相談センター
138	ひとり親家庭の医療費助成	ひとり親家庭の医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	保険年金課

目標5 社会全体で子育てを支援する環境づくり

施策 1 地域の子育て力の向上

現状

地域や社会全体で親子の学びや育ちを支えるため、地域の人材と連携して地域の歴史や環境、スポーツ等、様々な体験事業を展開しています。

「地域協働校」では、市内の小学校に配置された地域コーディネーターが学校と地域の架け橋となり、学校・家庭・地域が連携して体験授業や各種イベントを実施しています。

ニーズ調査では、「市の子育てに関する取組で評価できる事業」について、「図書館等の文化施設の整備」が最も高くなっています。子どもたちの学ぶ意欲を高める場である図書館では、未就学児や小学生を対象とした絵本・紙芝居の読み聞かせ、人形劇、講演会等のイベント開催に力を入れ、子育て世帯から好評を得ています。

施策の方向

地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験活動の機会を提供し、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支援します。

事業の実施に際しては、子どもや子育て世帯、地域住民の参加促進に向け、積極的な啓発活動や事業の充実を図ると共に、参加しやすいテーマや親子で参加できる事業の展開を検討し、子どもたちが様々なことに自ら興味をもって学ぶきっかけづくりを推進します。

また、読書を通じて親子の絆を深め、読書に親しむ生活習慣を形成するため、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境と、本への興味・関心を高めるきっかけづくりに取り組んでいきます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
139	こどもエコクラブの充実	公益財団法人日本環境協会の事業である「こどもエコクラブ」の市窓口を設置し、加入を促進します。また、環境学習教材の貸出や環境学習への講師派遣により、活動の充実を図ります。	くさつエコスタイルプラザ
140	草津市こども環境会議の開催	家庭・地域・学校・職場等様々な場所で環境学習に取り組めるよう、子どもと大人が環境について議論しあい、環境活動に取り組む人たちが交流する場として実施します。多様な企業や団体等へ参加の呼びかけを行い、活発な「こども環境会議」の運営に努めます。	くさつエコスタイルプラザ
141	地域協働校の推進	学校、家庭、地域が、教育目標や課題を共有し、知恵と力を出し合って、青少年の健全育成、子どもと大人の協働による共育ち、地域コミュニティの育成を目指し、体験授業、各種イベント等を実施します。	生涯学習課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
142	学習ボランティア登録制度の推進	各種学習活動等により得られた知識や経験を活かしたいという学習ボランティア（個人および団体）を登録し、登録情報の提供を通して生涯学習活動を推進します。	生涯学習課
143	スポーツ教室やイベントの開催	子どもが運動に関心をもち、スポーツに親しむためのスポーツ教室やイベントの開催等スポーツ環境の充実に取り組みます。	スポーツ保健課
144	統合型地域スポーツクラブへの支援	統合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。	スポーツ保健課
145	遺跡や文化財の活用を通じた学習の充実	遺跡発掘調査や出土品整理作業、文化財の現地見学等の体験学習の機会を通し、地域の歴史への理解を深める学習を支援します。	歴史文化財課
146	歴史資産を活かした体験機会の充実	学校団体の見学受け入れ・出前授業を積極的に行います。また、子ども向け事業「草津宿みちくさラボ」および草津宿本陣でのワークショップ等を定期的で開催すると共に、外部イベントにも参加し、より多くの子どもたちに向けて草津の歴史や文化に触れる機会を提供します。	草津宿街道交流館
147	子どもの読書活動推進事業（子ども対象）	子どもが本に興味をもち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。	図書館
148	子どもの読書活動促進事業（一般対象）	児童文学作家・絵本作家を講師とした講演会や家庭教育サポート事業（生涯学習課）への講師派遣等を実施し、家庭での読書推進や図書館利用の充実に取り組みます。	図書館
149	読書活動支援	子どもの居場所づくり事業（子ども家庭課・生活支援課）との連携や、子ども食堂への団体セット貸出サービスを行い、図書館を利用しづらい子ども達に向けた読書支援活動を実施します。	図書館
150	学校図書館支援事業	学校のニーズを踏まえながら、市立の全小学校への巡回図書「ブックん」の配本事業を実施します。	図書館
151	学校支援活動事業	「出張ブックトーク」等、子どもと本をつなぐ事業の取組や「図書館見学」、「職場体験学習受入」等、図書館や本に興味を持ってもらう機会を提供します。	図書館

施策 2 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

現状

0～5歳人口は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが高まっています。ニーズ調査の「仕事と子育てを両立する上で必要なこと」についてみると、就学前児童、小学生ともに、「児童育成クラブや保育所（園）、認定こども園等の整備」が最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育サービスがあること」が高く、教育・保育事業の充実と合わせて、病児・病後児保育事業や一時預かり等、緊急時の保育サービスが求められています。

また、延長保育や幼稚園の一時預かり、病児・病後児保育等のサービスは、年々利用者が増加傾向にあるサービスです。

病児・病後児保育については、サービスの充実のみではなく、子どもが病気の際はそばにいたい、という保護者の思いが尊重されるよう、仕事を休みやすい環境づくり等社会全体で取り組んでいく必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業では、サービスを提供する会員の確保に向けた効果的な周知方法の確立が求められています。

施策の方向

仕事と子育ての両立をサポートしていくため、病児・病後児保育事業の周知や一時預かり事業の実施施設拡大などにより、既存のサービスの活用を促進し、保護者の多様な保育ニーズに応じたサービスを展開します。

また、子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について、まちづくり協議会や町内会、各種団体へ広報周知を図り、利用者間のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
152	病児・病後児保育事業の充実	病気および病気回復期で、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合、病児保育室で保育を行います。	子ども・若者政策課
153	ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が、会員組織を構成し、援助活動を展開します。また、子育て家庭以外にもファミリー・サポート・センターの周知を図り、提供会員の確保に努めます。	子育て相談センター
154	延長保育事業の充実	認定こども園、保育所（園）において、延長保育等の特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	幼児課 幼児施設課

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
155	預かり保育事業の充実	幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。地域の幅広いニーズに対応するため、実施施設数の拡大を進めます。	幼児課 幼児施設課
156	一時預かり事業の充実	保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および私立保育園、その他の場所において一時的に預かる一時預かり事業について、今後も実施施設数の増加に向けた働きかけを進めます。	幼児課 幼児施設課

施策 3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

現状

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

しかし、ニーズ調査の「父親の1週間あたりの就労時間」をみると、父親の帰宅時間は、就学前・小学生ともに、約半数が21時以降となっています。こうした父親の長時間労働の現状等もあり、家庭内での家事・育児分担は難しい状況となっています。

一方、企業等では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の義務化を始め育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を独自に進める企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していない実態があります。

ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実は、行政のみの取組のみで実現することは難しく、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

引き続き、市民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

主な事業

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
157	男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発	市内事業所や市民を対象に、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女共同参画の視点による、子育てを可能とする職場づくりのための啓発を行います。	男女共同参画課
158	育児休業や子どもの看護休暇等各種制度の導入推進啓発	商工観光労政課の窓口にチラシやポスター等を設置し、啓発活動を行います。	商工観光労政課